

「最低賃金の引き上げ」に関して（専務理事談話）

厚生労働省の中央最低賃金審議会の小委員会は本日31日、2019年度の最低賃金（時給）の目安を全国平均で27円引き上げ、901円とする方針をまとめました。最低賃金が引き上げられること自体は、国民の消費購買力の向上、内需拡大、経済の活性化の点からも歓迎すべきことと理解しています。しかし、この間の人手不足状況のなかで、中小企業の多くはすでに賃金の引上げを実施してきており、受注単価が上がりづらいなかでの仕入価格の上昇と、利潤の減少の狭間で余力は限られてきている現実があります。

今回の最低賃金の大幅な引き上げは、来年4月1日から実施される「同一労働同一賃金」ともあいまり、社内賃金水準における整合性が要求されることとなります。さらに、高いレベルの「最低賃金引き上げ」は「社内の最低賃金」に連動することになり、中小企業は「全社的昇給」の必要に迫られることも想定されます。

「最低賃金の引き上げ」は、今後、年率3%を越えてさらにレベルを高められることが予測されています。景気の先行きが不透明さを増すなかで、中小企業が自律的に賃上げを行うことができる環境整備を進める政策展開なしに、最低賃金引き上げを急激に加速させることは、中小企業をさらなる困難に陥らせる可能性が極めて高いと言わざるを得ません。中小企業にとって容易ならざる厳しい経営課題となります。

当会は、「最低賃金」を「何とかクリア出来れば良いもの」という程度には考えていません。共に人生を歩む社員とその家族の、一層の豊かな生活の実現することこそ、経営者の責任です。

今回の「最低賃金の引き上げ」を、社員との揺るぎない信頼関係を基盤に、全社一丸で「しっかりした給料を支払える強靱な経営」を実現する跳躍台としていくためにも、「中小企業の声を聴き、どんな問題も中小企業の立場で考える」ことを謳った「中小企業憲章」（2010年閣議決定）を今一度確認するとともに、国ならびに政府には、この理念を体現し、下請事業者の労務費上昇分の適切な価格転嫁など、公正な競争環境の実現に責任を負う行動を要請するものです。

.....

愛知中小企業家同友会とは

現在、愛知県下4,200名超の中小企業経営者が参加する異業種の経営者団体で、「経営体質の強化」「経営者の資質の向上」「経営環境の改善」をめざすという「3つの目的」に基づき活動しています。

1. 名称 愛知中小企業家同友会
2. 会員数 4,248名（2019年7月30日現在）
3. 会長 加藤 明彦（かとう あきひこ） エイベックス（株）代表取締役会長
4. 事務局 名古屋市中区錦3-6-29 サウスハウス2階
電話 052-971-2671 FAX 052-971-5406
事務局長 多田 直之
報道担当（事務局次長）八田 剛、政策担当（事務局次長）池内 秀樹